

第35回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年6月30日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者

神谷和孝，川田基弘，鈴木亨，高橋理，永野庄彦，三尾剛志，宮川史男，山田哲也，横井由美子（五十音順，敬称略）

4 議事

(1) 新委員の紹介

三尾剛志，宮川史男，堀裕行（欠席）

(2) 委員長挨拶

(3) 前回の岐阜家庭裁判所委員会の振り返り

家裁事務局総務課長から前回の委員会を踏まえた岐阜家庭裁判所における取組状況について説明した。説明要旨は、別紙第1のとおり。

(4) 岐阜家庭裁判所における親ガイダンスの取組についての意見交換

家庭裁判所調査官から「岐阜家庭裁判所における親ガイダンスの取組」の実情等について説明した後，親ガイダンスで当事者が視聴する動画（「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」）を実際に視聴して，親ガイダンスの実施に当たっての工夫点や改善点，更に子の福祉に配慮した調停運営とするために裁判所としてできること等についての意見交換を行った（要旨は別紙第2のとおり。）。

5 次回期日

（家裁委員会） 令和4年2月25日（金）午後1時30分

6 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙第1)

前 回 の 振 り 返 り の 要 旨

前回の家裁委員会は、昨年12月に地裁委員会との合同開催により、「岐阜地方・家庭裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策」をテーマに意見交換を行い、裁判所において採られている感染防止対策について、当時の段階で考えられる十分な対策がなされているとの評価をいただいた。

また、具体的な御意見として、裁判所は不特定多数の来庁者が訪れるという特性があることから、入庁時の検温等の必要性についても言及があったが、まずはマスク着用や手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底することに重点を置き、本庁舎では各建物入口と各フロアのエレベーターホールに消毒液を増設し、エレベーターのほか、執務室や事件関係室におけるマスク着用の案内表示と呼びかけを継続した。併せて、発熱など、体調不良がある事件関係者の来庁については、事前の案内や窓口での声掛けを徹底し、事件の期日変更等に関しては本庁・支部等問わず、いずれの部署でも柔軟な対応をしている。

(別紙第2)

意見交換の要旨

(委員長)

親ガイダンスで当事者である夫婦に視聴してもらった動画について感想を伺いたい。

(A委員)

視聴者にどう受け取られたかの評価をすることは難しい。実際に視聴した当事者のうち、動画に対して肯定的ではない感想を持った方が一定程度いたが、これは、視聴者の心を掴んでいないと考えられるので、これを減らしていくことが、今後の課題になるのではないかと考える。

動画というのは視聴者の心を掴む必要があるにしても、親ガイダンスの動画はエンターテインメントに走るわけにもいかず、まじめすぎると観てもらえないため、今の内容が無難であると感じた。

(B委員)

動画は、綺麗にまとまっているという印象を持った。

しかし、動画の登場人物は一般的な方であり、そういった方に向けた作りをしていると感じた。

実際の調停事件となる事案では、非常に難しい事案もあるため、今の動画のみで対応するというのではなく、色々なケースを想定した個別的な動画を用意するという工夫もあるのではないか。

(裁判所)

裁判所には、他にも面会交流に関する動画はあるが、事案ごとに対応できる動画は用意されていない。

親ガイダンスの動画は、紛争の程度に関わらず、早い段階に一般的に広く理解していることが望まれる情報を提供する趣旨のものであるため、情緒的な刺激を少なくしていることから、一般的な内容になっているという側面があるので、視

聴者自身の紛争に合うものではないと考える方がいても当然である。

これについては、早期の段階においては一般的なことをお伝えするのも大事であり、視聴者が自分には合わないと感じても、少しでも自分ができることを考えられるようにするためという意味もある。

なお、葛藤が著しい事件については、最初から視聴していただくのではなく、事件の進行を見て動画視聴の案内をするかどうか判断する場合もある。

(C委員)

広く一般に向けた内容であり、協議離婚をしようとする夫婦に必要な情報であるという印象を持った。調停をしないといけない事案は既に夫婦関係が破たんしているため、視聴しても心には刺さらないのではないかと感じたが、心のどこかに引っかかれば良いのではないかとも思う。

(D委員)

自分が離婚するような状態でこの動画を観たとしたら責められている気持ちになる。離婚を考える事態というのは、子どもへの配慮が難しいと考えられるため、子どものことを考えなければいけないということを再確認させることができるのは良いことだと思う。ただ、DV事案などで、被害を受ける側である場合には、この動画のような綺麗な内容を見せられると精神的に厳しいと感じた。離婚調停をしなければいけない家庭に、本当にあてはまるのかなと感じた。

(E委員)

ポイントは子どもの意思の把握であると感じたが、実際には子どもの意思を把握することは難しい。情緒の形成に大事な時期でもあると思うので、専門家の協力があるのか、あるのではあればどのような感じなのかと思った。

(委員長)

動画だけではなく、他にどのような対応をしているのかということによろしいか。

(E委員)

こういった事件に携わる方は大変であると感じたことと、子どもの気持ちを把握するために家裁調査官が苦勞されるのだろうと思うが、そういったところにも専門的な知識がいるのではないかと感じた。

(裁判所)

動画は個別的なことに対応していないので、専門的なことを伝えるのは難しい。個別に調停事件で対応していく中で、子どもの気持ちを汲み取る必要がある場合には、家裁調査官が子どもに会って話を聴き、関係者の方の情報を集め、調停事件手続の中で子どもの状態を伝え、必要な配慮について意見を述べていくことになる。また、説明の際に御案内させていただいたが、動画視聴の感想の中から大事なことを汲み取っていくのが課題であると考えている。

(B委員)

子どもに対する必要な配慮については動画で良く分かるが、調停事件を進行する上で、離婚の際に決めるべき親権や養育費などを、その子どもへの配慮を視野に入れつつ、どのように決めていくのか教えていただきたい。また、その際に動画の内容はどのように反映させているのか。

(F委員)

動画を調停事件の解決に直接使ってはいない。裁判所が理想を示して、そこへ向かうように誘導することを考えているわけではなく、当事者が自主的に解決のための方法を考えて、それを当事者同士で合意できる内容とするために裁判所がサポートするものである。動画は、当事者同士の子どもへの配慮を意識してほしいことを認識していただくものであり、その認識の中で、解決のためにどのようにした方が良いのかと問いかけ、考えてもらうことになる。

(B委員)

動画は、問題を解決していく上での心構えであると理解させていただいた。

(委員長)

動画は初回手続の前に見てもらうものである。

この背景として、子どもをめぐる紛争が増えており、ここ10年で2倍になっている。

面会交流と養育費については、いろいろなところで取り上げられている。

法務省のウェブサイトで協議離婚の際に決めることとして案内もされており、岐阜市のウェブサイトからもリンクが貼られている。政府や自治体も積極的に案内している。

その中で、裁判所も子どもをめぐる紛争を円滑に解決するために、一つのアイデアとして、手続が始まる前に一般的な説明をすることを始めたものである。

(G委員)

動画は、分かりやすくとても良いものであると思った。

県警本部の少年課には少年補導職員が15名いる。少年自身の非行に伴う事件に対応すべく少年補導職員という役職があり、以前は県内各所に分散配置されていたが、少年の面前でDVが行われるような事案に対して、子ども相談センターと足並みをそろえて保護などの対応をしたり、親からの虐待を受ける事案に対応したりと職務内容に変化が生じたため、本年4月から本部に一括配置となった。

少年補導職員は様々な事案に対応するために、それぞれキャリアアップに必要な様々な資格を取得している。

その他にも、県警と岐阜市との取組みで、児童虐待に対する子どもファーストで仕事をすべきとの考え方から、子ども相談センター、警察、教育委員会とが同じ空間で仕事をしてはどうかとの政策を進めているところである。

こういった背景から、家裁調査官と少年補導職員との連携ができれば良いのではないかと考える。

(裁判所)

家裁調査官が子どものことで話をするのは子ども相談センターが多いが、子どもに対する虐待に対応するため、様々な分野で連携を取っているという情報は、参考にさせていただきたい。

(C委員)

親の紛争に巻き込まれた子どもが、どういう気持ちでいるのかといったことが分かる動画や、モラルハラスメントなど、夫婦の片方が相手に対して一方的に言葉の暴力を浴びせられるケースに対応する動画など、踏み込んだ内容の動画を作成するのも良いと思う。また、見ていただくことが肝要だと思うので、相手の自主性に任せるだけでなく、調停の待ち時間などにでも視聴できるように、裁判所内で部屋を設けておくなど、見ることができる機会を増やすことも良いと思う。

(H委員)

子どもに離婚の理由を話してはいけないという内容があったがどうしてなのか。子ども自身のせいではないと言われても、親の紛争が続けば、子どもはどうしてなのかと不安になりストレスになるのではないか。

今後の課題として、確実な視聴への工夫が挙げられているが、視聴してもらう相手に対して、動画が一般的な内容であることや、調停事件の進行の中で、動画の内容にもある一般的なことを調停委員から聞かれるかもしれないと伝えておくことも方法の一つであり、実際に調停の中で、動画で述べられた一般論的な内容で調停委員が質問をしていくことで、家庭の状況に応じた紛争の争点が明らかになると思うので、動画の内容を調停に生かすことかできるのではないかと思う。

(裁判所)

重要なことは説明をして安心するのは誰かという観点である。親の離婚を子ども時代に経験した方のアンケート結果にもあるように、子どもが求めているのは、自分の精神面や健康状態のフォローであるとか、子ども自身の相談相手であるとか、自分の権利を尊重してほしいという要望が多い。

そのため、子どもに対しては、離婚をしたら子どもの生活環境がどうなるのかななどの説明をして安心させるといったことは必要であると考えるが、離婚の紛争理由を説明することで、子どもが安心できるのかということも併せて考える必要がある。

残念ながら、子どもに紛争の理由を説明する場合に、相手を非難して子どもを味方に付けようとする親もいることから、それを聞いた子どもの心が傷つく場合があるため、配慮が必要であると考えます。

(C委員)

面会交流において、当事者たちだけでは実施が難しい場合や、長期間会っていない状態での実施で子どもの反応が分からないので不安があるなどの場合に、試行的面会交流として裁判所内で実施する場合がありますが、1回だけでは上手くいかない場合が多いと思われる。子どものことを考えるのであれば、1回に限らずに複数回実施してはどうか。

(委員長)

厚生労働省が調査したもので、離婚した後、面会交流を実際に行っている親子は、離婚した夫婦のうち半分程度であるとのデータがある。それぞれのケースで事情はあると思われるが、それほど面会交流が行われていないということは問題ではないかと議論されているところである。

(裁判所)

補足であるが、平成28年度に厚生労働省が行った調査で「ひとり親世帯における面会交流実施状況」という統計データがある。

このデータでは半数以上が面会交流を行っていない状況にあり、面会交流の取り決めをしていない理由として一番多かったのは、「相手と関わりたくない」というものであった。

更には、協議離婚においては、調停離婚や裁判離婚などに比べて面会交流の取り決めをしているという割合が低くなっている。

同じ調査で養育費に関するものもある。

ひとり親の経済的困窮は、子どもの貧困につながる社会的問題の要因の一つになるが、調査結果では全体の4分の3が養育費支払いを受けていない。この中で、そもそも養育費の取り決めをしていないケースもあるが、その理由としては、面

会交流と同じく「相手と関わりたくない」というものが相当数あった。また、協議離婚の場合は、調停離婚や裁判離婚の場合に比べて養育費の取り決めをしている割合が低くなっている。

(C 委員)

先ほど、面会交流はできるだけ実施すべきという発言をしたが、DVや虐待などで相手と会うことにより当事者自身の精神や身体への影響、また、子どもへの悪影響を考えると、必ずしも面会交流が妥当ではない場合があるので、面会交流を行う上での難しいところだと思う。

養育費については、法律の改正によって、不払いに対する強制執行が容易になった。裁判所が養育費のことで相談を受けた時は、裁判所で養育費の取り決めをすることで、不払いに対処することができるかと裁判所から案内した方が良いのではないか。

(B 委員)

立法面で、離婚後の共同親権について検討されているようだが、今の養育費の話や、面会交流に係る現状を聞くと、共同親権とすることはまだ難しいという考えと、この状況だからこそ共同親権とすべきであると、考えの両方あると思う。国の動きとしての方針を裁判所としてはどのように捉えているのか。

(委員長)

法務省の法制審議会で、親権、養育費及び面会交流の問題を取り上げていて、議論が始まったばかりである。現状での方向性ははっきりしていないが、共同親権についての検討も含まれているというのは御指摘のとおりである。

(D 委員)

裁判で養育費や面会交流を決めても、実際には不払いとなったり、実行できなかつたりするのであれば、むしろ、離婚後に利用できる福祉や教育に係る制度の利用を考えた方が良いと思うが、そういった情報を裁判所からの案内で受けることはできるのか。

(裁判所)

先ほどお伝えした情報は、裁判所で離婚した場合だけでなく、協議離婚を含めた全体の情報である。養育費や面会交流の取り決めだけの話であれば、裁判や調停での離婚の場合より協議離婚の場合の方が取り決めしている割合は低い。

(委員長)

日本の離婚のうち、約88%が協議離婚である。

(F委員)

離婚後に利用できる福祉や教育に係る諸制度を、裁判所の窓口において案内はしていないが、裁判所で取り決めた養育費などは、支払いがなければ履行勧告という手続きがあり、裁判所から支払いを促すことができる。その際に案内をすることがあるかもしれないが、業務として案内することにはなっていない。

(委員長)

実務的に、調停委員の中には、児童扶養手当という制度を案内している方もいると聞いている。ただし、この制度は所得の制限があるため、一定以上の所得がある方は利用できない。

裁判所は詳しく制度を把握しているわけではないので、市町村役場への相談を促すなどの案内をすることはある。

(委員長)

今日は、テーマに限らず様々な貴重な御意見を頂いた。今後の裁判所の運営の参考にさせていただきたい。